

■ 福岡市保健福祉総合計画(原案) 障がい者分野計画 に係る

パブリックコメント 意見全文

通し 番号	意見全文
1	障害者基本法で手話は言語と定められており、通常のコミュニケーションである話し言葉、書き言葉と異なるコミュニケーションを用いる市民への配慮等が一切触れておられず、コミュニケーション的少数者（手話を日常コミュニケーションとする者）の存在を無視している。
2	4、全国的な問題として、介護者など福祉従事者が足りていません。福岡市でも、自分の子供の担当者が辞めたということをよく聞きます。どのように人材の確保をしていくのか、福岡市として何か具体的な取り組みはあるのでしょうか。
3	43 頁の基本理念「障害のある人」は、「障害のある人（コミュニケーション手段の異なる人も含む）」とすべき。
4	182 頁の基本理念に障害者（手話等日常的に異なる言語（手話）をと使う者も含め）と加えるべき。
5	③障がいがあることの見える化 聴覚障害や内部障害のある方の場合、外からはわかりません。助けや配慮が必要な時にかざせるようなマークがあればよいのでは？ 私自身 3 級障害者で、階段や、立ち上がりが困難です。障害者用トイレや、混雑時や閑散時のエレベーターの使用には随分周囲に気を遣います。杖使用の時は、公共交通機関や、路上での離合などでも、みなさん配慮してくださいましたが、両膝障がいになり、杖使用を医者に止められて、カート歩行になってからは、勢いよく人にぶつかられるようになって困っています。今まで配慮してもらっていたのだなということもわかりました。
6	1.183 ページ・219 ページ 「(5) 差別の解消」に「差別禁止条例」の制定の意向を示してもらいたい。
7	(1)障がい者が地域の中で安心して暮らせる様に個人の見守りをお願いしたい。
8	2.189 ページ 「(2) 在宅・施設サービス」では依然として不足していると高い率を示しています。障害者の地域移行のためにグループホームは当面重要な社会資源です。重度の人を含めた支援ができるように福岡市独自の運営費補助をお願いします。
9	3.191 ページ 項目に「精神障がい者施策の充実」を追加ください。依然として立ち遅れています。3 障害として埋没しています。てんかん・高次脳機能障害を含めた相談支援の強化などを追加ください。また、配食サービスでは精神障がい者は除外されています。
10	P191 年金・手当など 重度心身障がい者福祉手当については「より効果的な事業への転換が望ましいとする意見があり、そのあり方が検討課題である」について 「より効果的な事業」というのは、障がい福祉分野の中で考えているのでしょうか。
11	4.193 ページ 「相談支援」の区の基幹センターでは、将来の予測を踏まえて実施までの検討期間を十分取った後に移行すべきではないか。設置数は区ごとに 2 か所以上・職員は 5 人以上配置できるようにして下さい。

通し 番号	意見全文
12	<p>P193 相談支援について今の時代、個別の相談事には複数の要因が重なっていることが多く（例：障がい児と親の育児放棄、発達障がいと家庭の貧困、障がい者と高齢者同居等々）、単一の相談窓口では解決できない時代になっています。また似たような名称の相談窓口が複数あり、自分の相談ごとがどこが適切かは判断がつかない。その結果たらい回しにあいます。それを繰り返すうち、気力と意欲をなくし、なす術もなくあきらめてしまう、ということが多々あります。真に利用者の立場に立った相談体制と相談者スキルの向上が図られるよう、計画にはぜひ盛り込んでいただきたい。参考：千葉県中核地域生活支援センター http://www.tyukakucenter.net/downloads/tyousen.pdf 理想とも思える取り組みです。現在、どのような運営がされているか、注目します。</p>
13	<p>3.相談支援について、当法人は計画相談支援機関として児・者共に活動させていただいていますが、特に児について早急に見直し改善していただきたいことがあります。法律として0歳児から関わることになっているにもかかわらず、福岡市子ども未来局の方針では、あいあいセンター、東部療育センター西部療育センター以外の相談支援機関は就学期からの関わりしかできないことになっています。これにより、二つの問題があります。一つは就学を控えたお子さんをお持ちのご家族が新たに相談支援先を探さなければいけないこと。これは就学時において新たな環境に不安がある中更に、新しい相談支援員との関係まで構築する必要があるということです。障がいのある子どもとその家族にとって必要なのは、出生後からのトータルな支援であると考えます。障がいの受け入れから在宅移行支援、在宅生活をトータルに支援してこそ、本当に支援といえるのではないのでしょうか。当法人は子どもたちとその家族のよりよい在宅生活をトータルに支えていくために、児の相談支援事業所として登録したにもかかわらず未だ叶っておりません。子ども未来局には是非早急に見直しいただき改善を求めます。市長会見のお話にもあるように、これからはまさに、「これからは配る福祉から、支える福祉へ」だと思います。</p>
14	<p>計画相談支援について、現在福岡市は未就学児に対してそれぞれのセンターで計画相談がなされていますが、しかしその子ども達が小学生になるときに私たち相談支援事業所に託されます。私たち支援員も受けて差し上げたいのは山々ですが、お断りすることが多い現状です。</p> <p>只でさえ、入学時大変なのに相談支援事業所を探すことは困難に耐えないようです。スムーズに移行できるサービスの構成やNICUから退院する子どもたちを私たち事業所で関わるができるようお願いします。</p> <p>一生懸命生き抜いている子どもたちを生まれた時からトータルに関わりたいです。</p>
15	<p>P193 相談支援について</p> <p>相談支援は、障がい福祉の始点です。相談から何が必要であるかがわかります。相談支援を丁寧に行うことを望みます。また、ひきこもりの人、高齢の保護者、親ではないきょうだいや親せきの方が保護者の場合は、相談にも行けない人がいます。アウトリーチの取組に期待しています。</p>

通し 番号	意見全文
16	<p>196 ページ 施策 1-4 施設サービス等の推進</p> <p>入所施設利用者にも「福岡市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」の適用を。重度知的障害者が、病気等で入院した場合、コミュニケーション等で種々の問題を抱えます。このため、入院中には入院先の医療関係者との連携が必要となってきます。それを認めた国の制度により、市では前記事業を策定されました。しかし、入所施設利用者には、その対象から締め出すべく、あらゆる項目のなかで排除されるように制度設計がなされています。在宅者に必要な支援であると同時に、入所者にも絶対に必要な支援です。この重要な支援に差別をつけられことなく、入所施設利用者にも適用して下さい。コミュニケーション支援員を外部ヘルパーに固定せずとも、入所施設には職員がいるわけですから、最も適切な支援員の充当では可能です。しかし、この支援内容を施設事業者の日常生活支援としての範囲として、全面的な負担を押し付けることはその負担経費の面で対応不可能で、また国もそこまでの義務を要求している訳ではありません。この事業の適用範囲のなかでしか対応はできないと思います。従ってこれは、在宅支援のなかの制度ではなく、施設サービス施策のなかで検討されるべきものと思います。また、この事業は地域生活支援事業の一環として策定されているわけですから、自治体の裁量で実現できる問題と思います。ただ運用にわたっては、施設入所支援の介護給付費のなかでの、入院外泊加算、入院時特別加算との併用をどうするか、その他の課題がでてくるとは思いますがその辺のところは良く修正検討していただければと思います。</p>
17	<p>第 4 部 障害分野 p148</p> <p>施策 1-2 居宅介護</p> <p>①地域分野、高齢者分野と同様に、些細なアクシデントに対する緊急 SOS を発することができるシステムの必要</p> <p>②ホームヘルプサービスの柔軟かつ効率的な運用</p>
18	<p>・重度障がい者の親として、短期入所できるところを早急に造ってほしいと切望します。</p>
19	<p>1.現状あるどの制度をとっても必要なものだと思いますが、その制度自体を実際に活用することができない方がいるのも事実です。特に医療ニーズの高い方においては、昨年末厚労省が医療的ケア児と家族への支援強化の方針を決定したことでわかるように、全国が抱える問題になっていると思います。医療ニーズの高い人たちは、特にショートステイにおいてまったくと言っていいほど利用できていません。介護者の方たちは、急病や事故等非常時に常に不安を抱えて生活しておられるのが実情です。施策の再構築を考えていただければ、ぜひとも医療ニーズの高い方でも活用できる短期入所をはじめとする福祉サービスを充実させていただきたいと思います。</p>
20	<p>重度障がい者入院時コミュニケーション支援</p> <p>私の子供は最重度の障がい者で週 1 回通院治療をしています。</p> <p>入院も度々で多い時は年 10 回位入院します。</p> <p>私自身仕事をもっているためとても負担です。</p> <p>単身またはこれに準ずる人が対象と聞いていますが、どの程度のたちが利用できているのでしょうか。</p> <p>もっと門戸を開いて下さい。</p> <p>障がい児・者の保護者も働きやすい環境を作ってほしいです。</p> <p>障がいのある人たちやその家族が安心して生活できるようにお願いします。</p> <p>一生懸命生き抜いている子どもたちと生まれた時からトータルに関わりたいです。</p>

通し 番号	意見全文
21	<p>1 高齢視覚障害者に対する取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加推進事業として、生きがい教室、教養講座、健康講座、高齢者に対する制度等の解説講座の事業の要望 ・独居(夫婦とも全盲世帯)生活者に対する安否確認等の訪問相談事業【身障相談員だけでは、実態把握ができないため】 ・視覚障害者専用の、盲養護老人ホームの開設
22	<p>2 一般視覚障害者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用のデイサービス・グループホームの開設 ・同行援護事業に対する、利用時間の延長【多くの自治体は50時間】 ・各区役所におけるトイレ、大災害時における第一避難所のトイレの音声化整備 ・公共建造物における、玄関入り口の音サインの整備 ・音サインは視覚障害者にとっての情報源です。コレを騒音とすることなく、音サインがあるのが当たり前の社会となるよう啓発運動を！ ・行政からの情報は、ホームページだけでなく、点字、音声版、拡大文字盤でも発行してください。【視覚障害者が全てパソコンができるとは限りません】
23	<p>5.195 ページ 「福祉タクシー」の対象に精神障がい者を含んでください。</p>
24	<p>強度行動障がい支援事業は、とても手厚い支援で、理想的な取り組みですし、内装も強度行動障がいに対応するもので作られているので、「モデル事業として実施するものであり、効果等を検証しながら、その後の事業展開を検討する」ことになってはいますが、継続してほしいですが、どのような計画でしょうか。</p>
25	<p>施策 1-5 生活用具などの給付 身体障がいの方たちしかオムツは支給はされていないが、知的障がいの子どもたちもトイレがうまく表現できないので、我が家の娘は、27歳だが未だに紙オムツである。知的障がいの人たちにも紙オムツの支給をお願いしたい。月1万ぐらいの支出になるので、グループホームなどに入ったら、年金だけでは難しくなるのでよろしくお願ひします。</p>
26	<p>(7)P197 障がい者分野「生活用具等の給付」について（更新時期について） ウインドウズ XP に対応する音声読上げソフトを福祉用具として支給された人は、ウインドウズ 10 に移行した際に、福祉用具支給後5年間は同じものの支給を受けられない制約があるため、自腹で更新せざるを得なかったと聞く。したがって、こうした大きな状況の変化があった際にも福祉用具の支給ができるよう状況を見て判断してほしい。耐用年数が終了したものについては更新を認めるものとしてはどうか。</p>
27	<p>(8)P197 障がい者分野「生活用具等の給付」について（テレビが聞けるラジオについて） いろんな自治体で日常生活用具として「テレビが聞けるラジオ」が認められています。多くのモデルが「緊急地震速報」を聞けるようになっています。ぜひ、福岡市でも認めてください。</p>
28	<p>・生活用具や機器の給付・助成の幅を考慮してほしいです。</p>
29	<p>私も今は障がい者になり、全てが無い障害者になり、年金も少なく生活が苦しい。</p>
30	<p>2.当法人はご家族と密接にかかわらせていただいていることから、今ある施策の中ではなくても何とかあるかと思っているものがあるかとの質問に、多くの方が挙げられたのは、年に一度支給されている福岡市重度心身障がい者福祉手当 20000 円（在宅の方）でした。もちろんこれを必要とされている方もおられると思いますが、ご意見としてありましたのでここに書かせていただきました。</p>

通し 番号	意見全文
31	<p>福岡市重度心身障がい者福祉手当があります。 年に1回2万円支給されていますが、本当に必要でしょうか。 この予算を医療ニーズの高い人たちへ使ってほしいと思います。 現在医療ニーズが高く、どの短期入所も利用できていない人たちがいます。 その人たちが安心して短期入所ができるようなシステムづくりを望みます。</p>
32	<p>○障がい者が地域で安心して生活を継続できるようにグループホーム、ケアホームを充実してほしい。重度の人でも安心して住めるように障がいに応じたきめ細かいサービスをしてほしい。</p>
33	<p>グループホームの夜もお泊りのヘルパーが居て欲しい。 障がい者施設に入っても、家で生活しているような生活ができるようにして欲しい。</p>
34	<p>施策 1-7 住宅支援 事業概要があまりにも簡単すぎる明記で理解できない。具体的な支援を明記してほしい。 グループホームを希望しているが、市からのスプリンクラーの補助金が、東京は全額で福岡は45万程度と聞いた。親だけで何人か集まって、空き家を利用しても、スプリンクラーの出資だけで、赤字が始まり、運営が難しい。 現在、法人が作り上げているグループホームも食事の用意を保護者が交代で入り、夜の見守りも学生のバイトと保護者で1週間構成されている現状である。親も年配のため、週1回でも大変そうである。外の事業者がこの部分を支援していくことを可能にしないと、法人でも大変なのに親だけの動きは難しい現実である。事業所契約を可能にしてほしい。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアホームは働いていないと入れない！はやめてほしい。ケアホームでの仕事、洗濯、掃除、料理の手伝いなど、ホームで働ける人がいてもいいのではないかと思います。 ・ケアホームが少なすぎます、もう少し作ってほしい。 ・ケアホームで働く人の給料を上げてほしい。そうすると入る子供たちにも手厚くして下さると思うので。
36	<p>3、グループホームについてですが、障がいがある方の保護者たちは、グループホームを作るための勉強会を開いていますが、設立と運営に対する具体的な問題などが見えず、行き詰まってしまうことが多いようです。子どもたちの自立は、親亡き後の生活の維持だけでなく、その方の自立への権利でもあるかと思われまますし、また自立が必要な方々もいらっしゃいます。グループホームの設立と運営はとても難しいと思いますが、具体的な事例や問題点の整理など、情報を持った相談窓口、そして設立に向け行政の伴走を希望しますが、如何でしょうか。またグループホームを増やしていく具体的な取り組みはありますか。</p>
37	<p>GHについて、経費補助や市営住宅の活用の促進や報酬体系について国に要望して下さることは、期待しています。夜間の支援や病院付き添い、ショートステイを受け入れるなど、人員が必要です。 どのような支援や機能が必要かは、当事者にも意見を求めてください。</p>

通し 番号	意見全文
38	<p>計画に「親亡き後」の支援が盛り込まれたのは過去にないことで、当事者や家族の願いに向き合い、解消に努めようとされる姿勢に心から感謝します。ただ、一時的・短期的な支援でなく、その人がそれまで続けてきた尊厳ある地域生活が、親亡き後も生涯、守られるような暮らし方への支援を願いたいと思います。総合計画でありますので、以下に述べることは具体施策にあたると思いますが、具体施策を可能とする文案づくりをお願いいたします。</p> <p>■親亡き後の住まいに対する親の願いグループホームという単なる箱ではなく、そこに、その人の望む暮らしが実践でき、それまで培ってきた人間関係や情愛で守られていく場であること。</p> <p>■具体案 「福祉サービス事業所において、自事業所通所者のための短期入所施設の設置を行い、短期入所を継続的に行いながら親からの自立の時期に備える。家族等の事情により長期入所の必要が出たときには、その時点で長期入所に切り替えることができる制度設計にする。また事業所が取り組みやすい形態でなければ実現不可であるので、シェアハウス等の多様なスタイルが認められるような制度設計を図りたい」</p> <p>■理由 ①日中通所している福祉サービス事業所には、障がい本人も家族も、仲間と生きがいを得、生き生きと通所し、多くの人が長年同一事業所に通所し、職員とも組織とも信頼関係をしっかりと築いている実態があり、また施設長や職員の多くは自施設通所者に対し、親亡き後の責任についても考えを持ち、親も頼りにしている実態がある。 ②親は重い障がいのある子を少しでも長く手元に置いておきたいという気持ちが強くあり、グループホームの完成時期と入居希望時期とが合致しないこともある。つまりグループホーム単独設置には満室リスクが伴う。 ③親亡き後の暮らし方を考えるとき、成年後見人も必要ではあるが、それ以上に、家族介護から自立した（親の介護が受けられなくなった）その人に心を寄せ、慈しみ、生活全般に心を配ってくれるのは、通いなれ、信頼関係を結んできた日中支援施設の職員やその組織以上のものを想定することは難しい。また親亡き後の生活全般に責任をもってもらえるのも、同じ理由で施設職員とその組織である。 ④189 ページの事業者アンケートの回答にグループホーム・ケアホームの不足が上がっており、事業者はグループホーム設置の必要性は十分に認識しているが設置が進んでいないのは、実態に合わない補助金や給付にある。ぜひ、高齢化する親の願いが実現されるよう、親や事業者の意見を聞きながら計画に反映していただくことを願います。</p>
39	<p>私は高齢者で出産して、ダウン症の子どもを授かりました。とっても苦勞して育てたのですが、今から 10 年後を考えると、目の前が真っ暗になります。主人は私と一回りも下で 63 歳ですが、59 歳の時に大腿骨を骨折し、アルツハイマーになり、今は今津病院で入院しています。病院代が 6～8 万円いります。市営住宅を申し込んだのですが、外れて困っています。ダウン症で今はもち学園生活介護に週 2 日で通っていますが、交通費に困っています。国の送り迎えができたならと市の方をお願いします。それと、子どもと一緒に住めるグループホームを造ってほしいです。今から 10 年後私が生きていれば 85 歳になります。この後はどうしていいのかわかりません。子どもだけはグループホームで働いてほしいです。</p>

通し 番号	意見全文
40	障がい者の入所施設が減少しているため、親なき後の行方が心配です。グループホーム、ケアホームの充実（利用者が求めるような）が必要です。老人ホームに障がいのある子も入れる等、将来一緒に入所できるような所ができると安心かもしれません。
41	自身は死の門まで追いやるアルコール依存症です。 全国に有りますフリーダム（NPO 法人）に3年間依存症の仲間と朝から夕までミーティングをして司会になったりして共通の問題を話して、共に共同生活をしました、でも卒業しまして酒を止めている●●●●で有り、今は天理教ようぼく様の声かけにより、衣食住かなった自身ですが、役所福祉課様のお助けにより、一人暮らしをさせてもらっています。朝から夕まで御務をさせてもらっており、酒を止めている●●●●です。でも心の回復には向っておりますが、何か社会には入れません・・・。 脳はアルコールによりこわれて一生なをりません。 やっぱり、話し相手、妻がほしいです。何か恋愛関係の相談所はないか？
42	6.200 ページ 「保健・医療・リハビリテーション」では、子ども病院のてんかんセンターの充実とてんかん相談窓口の開設をしてください。
43	8.災害時の避難で薬の確保が困難だったと先の震災でも報告があります。福祉避難所などで薬の確保などができるようにしてもらいたい。
44	「避難行動要支援者名簿」と「災害時要支援者台帳」は違うのでしょうか。とても大切なことなので、周知を徹底してください。 また、防災計画には、合理的配慮の提供を組み込んでください。またそのためには、当事者を計画を立てるときに参画できるようにして下さい。
45	2.同行援護者のスキルアップを目的とした研修会の開催を。
46	4.各区に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストを配置してください。
47	(2)P204 障がい者分野「施策 1-13 人材の育成・研修」について P195 障がい者分野「施策 1-3 移動・外出支援」の事業概要に、同行援護があることは承知しているが、情報提供や代読のニーズが増えている中、同行援護者のスキルアップが必要と考える。したがって、視覚障がい者の同行援護の研修を入れて欲しい。
48	④障害者問題は理解が進んでおらず、多岐にもわたり、専門の窓口に到達しなければ初歩的な説明も得られない。当事者は縷々説明しづらいこともある。他分野のソーシャルワーカーや一般相談担当者に初歩的な教育をしてほしい。
49	○親亡き後も安心して住めるように年金や手当、住宅の支援をして欲しい。 ○親と一緒に住めるような施設で親が亡くなった後も、同じような生活ができるようなサービスをして欲しい。

通し 番号	意見全文
50	<p>私の長男は32歳で、歩行不能のため、ほぼ寝たきり状態で、移動は車いすに頼っています。父親の私は、65歳のため、長男の将来に不安をもっています。</p> <p>資料のなかで、「親なき後」の支援の項目がありました。その中で、事業者の声で「グループホーム・ケアホーム」の不足が1位に挙げられていました。私も長男の将来を考えると、そのことが最も不安な項目です。公営の障がい者のための、グループホーム・ケアホームはなく、また民間施設でも入所できるところは、ほとんどありません。現状では、親有志が集まって立ち上げるしかないのではないかと考えています。市営による施設の建設、あるいは、個人での建設は非常に困難なので、市による経済的な支援をしていただきたい要望します。</p> <p>また、ソフト面ですが、介護する職員のことも不安を持っています。現状では介護スタッフの離職率も高く、生まれたときから介助している両親のような介護を受けることは、不可能なのではないかと考えています。スタッフが長く愛情を持って、一緒に暮らしていけるようにスタッフの接遇向上と教育も実施していただきたいと要望します。</p> <p>総合計画の概要は聴講できましたが、計画を具現化していくなかで、障がい者の状態は千差万別なので、市職員が、現場に実際に身をおいたり、当事者や親・兄弟の意見を聞いて、反映する場を、数多く設けていただきたいと思います。事業者の声と当事者の声とは違うと思います。</p> <p>市民の税金を使っての施策ですので、少しでも現状に即した効果のある施策の具現化をお願いいたします。</p>
51	<p>P205 への意見</p> <p>知的障がい者は24時間の見守りが欠かせない。親なき後、自宅でもグループホームでも生活するのに、せめて既存の在宅サービス、移動支援の1人当たりの利用量を増やしていただかないと親としては不安。</p>
52	<p>既存の短期入所は親亡き後の予行演習、訓練の場にはなっていません。短期入所に予行演習となるような支援も付加してほしい。</p>
53	<p>親亡き後、についての取り組みが形になっていくことにとても期待しています。</p> <p>どのような支援や機能が必要かは、当事者にも意見を聞いてください。</p> <p>地域生活拠点についても、当事者の意見を聞いてください。</p>
54	<p>(2)療育手帳Bの娘を持っているが、医療費が心配。私たち親が生きているうちは、大丈夫だと思うが親がいなくなった後の事を考えると不安になる。(支払い能力がない。)療育手帳を持っている人に医療費の免除か減免をお願いしたい。</p>
55	<p>(3)困った事が起こった時に安心して相談できる窓口、グループホーム、いつでも誰でも入れる所があれば有難い。</p>
56	<p>(4)障がい者の親は誰でもいつまでも親子で暮らしたいと思っていると思う。私たち親が子どもを守れなくなった時、親子で入れる施設ができたらうれしい。</p>
57	<p>(5)親が亡くなった後、安心して子どもを任せられる人や場所があることを切に希望します。</p>
58	<p>P206 基本目標2 就労支援・社会参加支援の充実の現状と課題の第2パラグラフで、パラリンピックや障がいを持った海外の人々のツーリズムに対応して、障がい者の国際交流やその基盤整備などにも備えるまちづくりをうたわれたらどうでしょうか。</p>
59	<p>社会参加、就労についても障がい理解が必要です。</p> <p>障がいのある人の自立、とは、どのようなことを意味していますか？</p>
60	<p>P208 の＜施策の方向性＞で再掲になるかもしれませんがユニバーサル・デザインやソーシャル・インクルーシブネスについて触れ、海外からの障がい者来訪にも備える基盤づくりを打ち出されてはどうか。</p>

通し 番号	意見全文
61	<p>私共は就労継続支援 B 型の事業所です。</p> <p>来所された利用者には、いつでも適当と思われる作業が提供できるよう、日頃より仕事の受注等に気をつけて、作業の材料を途切れさせたりしないように頑張っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事を頂いているところが一般企業であり、繁忙期、閑散期により受注量の増減が不可避です。 ・障がいの特性や個別の能力差により、ごく簡単な作業も必要なのですが、そのような誰にでもできる作業で工賃に結びつくものが慢性的に不足しています。 ・一般企業との取引においては、市場原理のもとで、労働力として競争力の低い障害者支援事業所は、仕事を得る事自体が簡単ではありません。 ・工賃を上げていかななくてはならない一方で、収益を上げていくことは大変です。 ・公的な業務等で、私共のような事業所に参加させて頂けるものがないか、是非前向きにご検討頂きたく存じます。
62	<p>6.公的機関から郵送される視覚障がい者への通達・お知らせなどには内容がわかる点字を、必ず、貼ってください。内容も同様です。</p>
63	<p>211 頁の意思疎通支援事業に具体的な派遣対象の拡大が記されてなく、国の動向を踏まえ検討するとなっている。これでは「国に従う」であって福岡市としての独自の計画になっていない。意思疎通支援事業では、派遣の対象が細かく決められており、市民としての自由な生活を楽しむということに派遣を認められず、差別解消法の合理的配慮違反に該当する。国の動向を踏まえるなら、国が示した「意思疎通支援事業モデル要綱」とおり派遣制限をしないものにかえるべき。</p>
64	<p>(5)視覚障がい者への情報提供について</p> <p>郵便物を仕分けできるように、市の郵便物には全て点字シールを張るべきである。また、郵便物の中身も含めて点字化すべきである。また、市政だよりの点字版は抜粋版であるため、全部点字化したものがほしい。</p>
65	<p>(6)障がい者への専門的対応について</p> <p>各区に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストが少なく、詳しい人がいてもすぐに異動で出ていく。正規の職員は異動があつて難しいなら、嘱託員で点字もわかる障がい者コンシェルジュを各区に1人か2人配置してほしい。特に、点字プリンターを使いこなせる人を雇用していただきたい。</p>
66	<p>3 交通バリアフリーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅ホームの可動柵の設置(特に博多駅) ・ 歩車分離交差点、大幅な横断歩道における音響信号機、エスコートゾーンの併設 ・ 車両における後退時の、音サインの義務化【徳島では死亡事故を起こしています】
67	<p>障害者スポーツセンターの事業概要事業は「場の提供」の記述だけでは不十分である。追加記述として以下の項目を入れてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各種のスポーツ教室・大会・行事の実施 ②スポーツ指導及び指導者派遣 ③障がい者スポーツに関する相談及び情報提供 <p>よろしくお願ひします。</p>
68	<p>○今、作業所などに行けない人で家にいる人たちにその人に合った仕事や余暇、家での過ごし方、きめ細かいサービスをしてほしい。</p>
69	<p>1.視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業の継続を。</p>

通し 番号	意見全文
70	<p>補助事業「視覚障がい者社会生活訓練事業」及び「視覚障がい者家庭生活訓練事業」の見直しについて</p> <p>標記の2補助事業に永年携わってきた者です。</p> <p>これらの事業が、廃止も含め見直されると聞いています。何らかの形で是非とも継続されるようお願いいたします。この事業は、昭和55年ごろより「厚生省のメニュー事業」として始まったと記憶しています。当初は「盲青年社会生活教室事業」だったと思います。研修や講演や体験学習など、文化・スポーツ教室なども含め多岐にわたって開催され、毎回50名以上の参加者で活発に実施されてきました。近年は視覚障がい者の絶対数も激減し、高齢化や厳しい経済状況（晴眼業者の進出による、あんま・はり灸業の衰退）などで、寂しい参加状況となっています。これは単に社会情勢の変化のみではなく、事業実施に対する厳しい市の規制も原因の一つです。視覚障がい者の現状は、年金生活者や生活保護世帯も多く、また全盲の独居者、視覚障がい者同士の夫婦もきわめて多くなっています。デイサービスや地域の公民館サークルなども、視覚障がい者の受け入れには消極的で、ハード・ソフト共に配慮されたものではありません。必然的に引きこもりの方が急増しています。会話も無い、笑顔も希望も無い生活を送っている高齢者は沢山います。このような方々へ標記の補助事業に参加を呼びかけても、材料代や入場料などは自己負担、体験教室などでも交通費は自己負担、趣味的な教室は認めない、お堅い講演や研修のみの実施、などなどの規制が厳しく参加してきません。確かに、娯楽的な事業に公費を充てることは出来ないと思います。しかし文化やスポーツ・趣味的な事業には、その経費の一部でも助成を認め、社会へ仲間の集いへ参加しやすい環境を作って欲しいと思います。「まず一步、外へ出る」、その応援をしてください。国は「一億総活躍時代」をうたっています。一億の中にはもちろん障がい者も含まれているはずで、地方でも、障がい者に温かい支援の手を差し伸べるべきだと思います。地方財政が厳しいことは理解しますが、大きな予算ではありません。お役所仕事の冷たい机上の約束事ではなく、現状・現場をよく理解いただき、末端の弱者にも行き届いた「明るい町づくり」をまず福岡市より発進されることを、切に希望します。</p>
71	<p>(11)委託事業に関して</p> <p>視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業が平成28年度で終了すると聞いています。</p> <p>社会に出て間もない時はなかなか一般社会に溶け込めません。</p> <p>ぜひ、この事業の継続をお願いします</p>

通し 番号	意見全文
72	<p>理想的な 10 年後のあるべき姿が示されましたので、今後、具体的な施策を期待しています。また、障がいのある人とその家族、と家族を含めて考えてくださっていることに感謝します。</p> <p>10 年後、20 年後、30 年後の“人づくり”には「教育」が最大の重要点だと考えます。そして地域分野の施策は、どの分野にも関わる要の施策になると考えています。</p> <p>P109「様々な活動団体への支援と連携を図る」 P131～135「あらゆる機会を通じて福祉教育を推進する」「様々な場面を通じて高齢者や障がいのある人への理解を促進する取組みを進める」「多様な手段を使って地域福祉推進の取組事例の紹介や福祉活動の必要性や重要性についての普及啓発を図る」など P213～215「多様なあり方を尊重し、障がいへの理解を深め、偏見をなくしていく施策を推進する」「様々な場面で障がいに関する市民の理解を促進するための取組みを進める」「特に子どもたちから・・・」など</p> <p>多くの場面で記載されている「障がい理解を促進するために啓発活動に取り組む」について 当会では知的障がいの理解を進めることが、障がいのある人が生きやすくなることだと考え、楽しく、わかりやすい知的障がいの疑似体験を通して啓発活動を行っています。当会の活動も活用してください。</p>
73	<p>7.204 ページ 「人材の育成・研修」では、精神保健福祉センター・保健福祉センターなどで、てんかんの啓発活動を企画してください。</p>
74	<p>○地域で障がいを持った人と町の人がお互いに知り合えるような場所作りをして関わりを持てるようにしてほしい。</p>
75	<p>2、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」とありますが、障がい者の方々は地域と繋がりが持てず、孤立して生活している現状があります。「見守り活動」は、見守る側と見守られる側の間に良い関係がなければ、住民間に関係の悪化が生まれるのではと思います。</p> <p>自主防災への参加者も増加しているようですが、障がいがある方やそのご家族の参加は自分の地域を見ただけでも、ないように思います。</p> <p>子育て支援や特別支援学級の設置の増加により、地域で子どもたちが過ごす時間も増え、地域で過ごす時間が増えてきていると思います。しかし、地域行事への参加の機会は、増えていないように思います。</p> <p>地域資源を住民として活用するなど、地域に参加する権利は障がいがある方々も同様に有していることから、地域に参加可能になる環境整備は大切かと思えます。</p> <p>よく「顔の見える関係」と言われますが、障がいがある方およびそのご家族の地域参加を促し、地域関係をどのように構築していくのか、障がいがある方と地域双方にその必要性と具体的な取り組みなどを提示していただくとともに、地域資源である公民館の積極的な障がいの方の地域参加への取り組みを希望しますが、如何でしょう。</p>

通し 番号	意見全文
76	<p>地域の中でシニアクラブやこども会と同じように、障がい児・者が集える所があれば良いと思います。内容については構成メンバーによって変わってくると思います。理想としては、障害児・者を中心にその家族や地域の方々と共に、活動したり、シニアクラブやこども会との交流です。</p> <p>ですが、この活動が根付くには行政主導で行われることが必要だと考えます。手帳等の申請・更新手続きで区役所を訪れた時、案内出来ると思いますし、孤立しがちな障害者家庭の方々の安定感が得られると感じています。広い意味で啓発に繋がるのではないのでしょうか。</p>
77	<p>地域に理解を求めたい保護者です。今年度、学齢期を終え通所施設に通います。今後の生活を考えた時にグループホームを希望していますが、現状として行けるグループホームはありません。グループホームが少ない理由は様々あるようですが、いまだに地域住民の反対があるとか、開設できたとしても近所の住民の理解は得られず大変だと聞くことはあっても、住民による見守り等の支援に繋がっている事例は一例も見聞きする事はありません。「障がい者が何処で誰と暮らすか」を自由に選択できる事が保障される世の中になっていくとは思っていますが、親と暮らそうが、支援者に支えられて暮らそうが、そこには近隣の人たちの理解と支えあいの気持ちが不可欠だと思います。これらがなければ、誰が支援して支えていても支援者の過重な負担感は増すばかりですし、障がい者の権利擁護は確保されません。まずは、障がい者が今住んでいる地域で住民として認識され、様々な事柄に障がいのある人の参加が当たり前にならないと解決しない問題です。</p> <p>しかし、障がい者の親としては、子どもの事をどこまで地域にオープンにしてよいのか悩ましい思いもあります。前提として、障がい者理解に対する秩序的なものがない状況下で、当事者の情報をオープンにすることの危険性も同時に感じるからです。つまり、多くの場合、親は理解して欲しいと望みますが、理解を積極的に作る手段がみつかりません。今回の「障害者差別解消法」の第一条目的として、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」とありますが、この法律を受けて今回の福岡市の福祉計画の中には、障がい者の居住地域（校区単位）で市が何をするか具体的なものではありません。ただ理念だけ並べられているだけで、じゃあ何をするのですかというのが当事者の思いです。『多勢に無勢』障がいを持つ子どもを産み落としたその日から、異端を感じながら生きているのです。地域の理解が無い中に一人で飛び込む事は出来ません。しかし、何かのきっかけや受け止めてもらえる環境があれば違ってくると思います。また、親も出来る事を頑張ったら障がい者がどこで誰と暮らしても安心して幸せに生活できるようになるという見通しがあれば、状況の許す範囲で頑張ってみようという思いにもなります。障がい者が共生できる社会をつくる為に、是非、具体的にどのような事業をやるかという計画を作ってください。地域の理解は、差別を解消する根本的な問題です。</p>

通し 番号	意見全文
78	<p>福岡市の計画の中に、地域における、障害者の潜在的な孤立状態の解消を目的とした具体的な取り組みを入れて下さい。</p> <p>障がい者とその家族が、地域において安心して自分らしく生活できていないという事実（孤立的な状況）に対して、行政や社協による主体的、積極的な施策や取り組みをお願いします。</p> <p>計画（案）では、福岡市は、「障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会の中で安心して生活することができるよう、福岡市では『みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡』をまちづくりの目標像に掲げ、その実現のため様々な取り組みを行っています」とありますが、これまでの長きにわたり、このような行政からの支援だけでは解決することが難しい様々な問題があります。また、それらが現実として障害者やその家族の生活のし辛さに繋がっているように感じます。</p> <p>特に、知的障害者（発達障害、身体障害の重複を含む）の場合、現状の仕組みからは、幼児期は通園施設に通い、その後、特別支援学校から福祉施設や福祉就労等へと流れて行く人も多く、それらのケースでは地域との繋がりが全く築けない状態です。そのため、大人になっても親の保護のもと在宅で暮らしている障がい者の場合、地域の方からはその家庭の状況も、障がい者の存在も、見えていないのが現状です。</p> <p>地域住民による住民自治や地域活動等に、「障害者の参加」という想定がなされていないことは「障害者が見えていない」事の現れであって、またそのこと自体も、障害者の孤立という状態が生まれる大きな要因となっていると思われます。</p> <p>地域住民の理解を進めていく場合の問題として、幼児期、学齢期を地域外の施設、学校等に通った障害者（その家族）が、本来学齢期に築けるはずの地域の親同士の繋がりもない状況下で、心ない言動に心を痛めた経験をしたり、日常的に障害に対する無理解による生活のし辛さを感じている場合は、障害者（の家族）から地域に対して積極的に理解を求めていくことはとても難しい、ということがあります。</p> <p>このように、地域（住民）と当事者（障害者）の間には、障害への理解を深める前段階における障壁が存在しています。</p> <p>このような、地域における障壁を解消して、障害者の孤立を防ぐためには、行政（福岡市や社協）の積極的な取り組みが必要です。</p> <p>障害者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活できるということは、権利擁護の大前提であり、4月に施行される「障害者差別解消法」においても、居住地域等で障がい者の権利が守られ安心して生活出来ることが、法の目的の要素になっていると思われます。</p> <p>是非、積極的に取り組んで下さるようお願いいたします。</p>
79	<p>(10)視覚障がい者は、立体物を触ってみたいと思っている。福岡タワーが三角形の形をしていると知って驚いた。情報保障として、特に公共施設など、三次元の情報は三次元で提供してほしいと考える。したがって、3Dプリンターを活用した事業及び、事業を行うボランティアも養成してほしい。</p>
80	<p>9.障害者差別解消法施行に伴う対応 P.221（施策 5-1）</p> <p>地方公共団体においては「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮」に関しては義務、職員対応要領に関しては努力義務になっているにも関わらず、全体を「努めます」という表現でまとめても良いのでしょうか。</p>

通し 番号	意見全文
81	第4部障がい者分野（224～227）ページ あいあいセンターでの受診がそもそもタイムリーにできない。予約してから2～3カ月先とかありえない。あいあいセンター（発達障がい診断小児科医常設設備）をもっと増やすべき。
82	P224 障がいの早期発見から療育実施までの間、家族支援として訪問、情報提供をしてほしい。子どもに障がいがあるとわかって、家族は不安定な時期なので、その支援体制は必要です。
83	あいあいセンターでの療育も、働く母親にとってはとても通える時間帯ではなく、むしろ幼稚園児はあいあいセンターに通わせ、保育園児は各園に担当者が来て行ってほしい。障がい児の母親は働いてはいけないと言われてるようにしか感じられない。
84	P225 保育所、幼稚園での障がい児支援のため、療育・相談支援等のできる人材育成を早急に実施してほしい。現在はあまりにも少ないと思います。
85	保育園にもよるだろうが、発達障がい児が生活しにくい保育園がある。発達障がい児は優先的に転園できる制度を設けてほしい。園に合わない場合は本人が過ごしやすい園にすぐにでも転園できる特別措置を講じてほしい。親子で保育園からのいじめにできている（保育園から転園等を迫られる）発達障がい児を持つ母親は多い。保育園が合わないからすぐにでも転園できればいいが、それができない。
86	小学生に上がってからはなおさらで、発達障がい児クラスを各学校に設けるべき。いじめで登校できない子も、発達障がい児クラスというより、通常のクラスよりより支援級よりで教師の数も多く、子どもたち一人ひとりに目が届くクラスを作るべき。発達障がい児も程度はさまざま。支援級か特別学級しか選択がない。支援級と普通級の間のないいじめ対策にもなるクラスを低学年と高学年で各一クラス作るべき。
87	○福祉に関わっている人たちの給料を上げて、もっと福祉の職業に良い人材がくるようにしてほしい。
88	3.適切な施策の立案・実施のため視覚障がい者の実態把握を。 5.計画を作成する場合は視覚障がい者や聴覚障がい者など、障がいの種別ごとに聴聞してください。
89	(3)あいあいセンターの記載が計画にないため、掲載すべきである。
90	(4)視覚障がい者の実態把握について 視覚障がい者に対する政策を検討するために、実態を把握すべきである。必要項目は、年齢構成、視覚障がい者のみの世帯、収入（自営、雇用、年金、その他（家族からの支援））、単独行動できるか、点字を読める人がどれくらいいるかなど。高齢視覚障がい者の独居者も重要である。
91	(9)計画作成時において、障がいの種別ごと、例えば、身体の中でも、視覚障がい者や聴覚障がいなどの代表者に意見を聞くべき。
92	障がい者分野においては、相談支援、権利擁護の推進・差別解消法に伴う条例の策定検討や親亡き後、意思決定支援、各分野の有機的な連携・総合的な施策の展開・切れ目のない支援等々、願っていることが盛り込まれており、大変期待しています。
93	2 手法 p229 計画の進行状況を毎年保健福祉審議会に報告する由、同審議会には当事者代表が参加している筈です。当事者の声・ニーズを反映してください（本計画にせっきくの住宅サービス利用者調査が活かされていないのは残念）。アウトカムとやらの判定は受け手の立場からなされますように。